

## 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の総量規制基準設定の基本的な考え方

## 本県の第 6 次総量規制基準設定方法の基本的な考え方

本県の第 6 次総量規制における基準値設定の考え方は、5 次総量規制における基準値設定の考え方を踏まえ以下の方針とし、告示された化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲において設定する。

- 1 業種区分については、第 5 次総量規制における業種区分を踏まえつつ、「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」(告示)の業種区分に整合することとし、必要に応じて備考を設定する。
- 2 本県に立地している指定地域内事業場(指定地域内で日平均排水量が 50 立方メートル以上の特定事業場)の排水水質の実態、排水処理技術水準等を勘案し、基準値を設定する。
- 3 施設の設置時期により、汚濁負荷量削減の対策の容易さに差があると考えられるため、施設の設置年月日を勘案し、基準値を設定する。
- 4 現時点で、本県に立地していない業種区分については、最新技術の導入により汚濁負荷量の増加を最小に抑制するよう、原則として総量規制基準の範囲の下限值とする。
- 5 中小企業に対する配慮として、排水量の規模により同一業種区分を細分化することとし、排水量の小さなものの C c 等の値は、排水量の大きなものの値に一定の余裕を見込むこととする。  
ただし、現在の排水処理水準等を勘案して、基準値を排水量の大きなものの基準値まで強化しても事業者が対応可能なものであれば、この限りではない。  
なお、排水量の区分は、日平均排水量 400 立方メートルで区分する。
- 6 新・増設の施設や工場等からの負荷量については、できるだけ抑制を図るための措置を講じる。